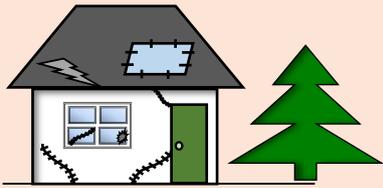


# 老朽危険空き家等の除却を支援します

## 【目的】

老朽危険空き家の除却工事を行う方に、その工事費用を補助し除却を促すことで管理不全な空き家の解消を促進し居住環境の改善を図ることを目的とします。



※募集件数や申込期限に制限があります。

■「事前調査申請」が必要です  
補助金交付申請の前に、補助対象物件の判定の為事前調査申請を行っていただきます。

※家屋を解体し更地にすると、住宅用地の特例が外れ、固定資産税及び都市計画税が高くなる場合があります。

■**注意事項！**  
補助金交付決定前に、除却工事に着手した場合は補助の対象とはなりません。

## 【問合先】

〒871-8501  
大分県中津市豊田町14番地3  
中津市建設部 まちづくり推進課  
TEL:0979-62-9032 (直通)

■補助の対象となる物件とは？  
市内に所在している空き家で、その周辺の環境を悪化している不良住宅等（**居宅であった建物**）のうち、危険空き家等に該当するもの。  
※抵当権等設定されていないこと  
（当該権利者から除却の同意があればこの限りではない）

■補助の対象者とは？  
建築物の所有者若しくは所有者の相続関係者（法人を除く）。  
市税の滞納がないこと。  
暴力団員若しくは密接な関係を有していないこと。

■補助の対象経費は？  
対象建築物の解体費用の1/2  
（上限50万円）  
※家財等の処分費は補助の対象になりません。  
※補助金は予算の範囲内において交付いたします。

■対象となる工事の条件について  
・敷地内を更地にすること（樹木・塀等含む）  
・工事業者は解体工事に必要な資格を有すること。

■完了報告書の提出期限について  
完了日から起算して30日まで、又は同年度の2月末日のいずれか早い日